

化マスタープランを作成し、県とともに国土交通省関東地方整備局との協議を進めております。現在のところ、国土交通省との事前折衝もほぼ完了し、国土開発幹線自動車道建設審議会が早期に開催され、審議、採択がなされることを期待しているところであります。

次に、田原土地区画整理事業の現状と進捗状況について申し上げます。都留文科大周辺の新たなまちづくりを目指して、平成十一年十二月に土地所有者五十八名により、「田原土地区画整理組合」が発足し、今日まで都留市と共同で事業の実施に向け準備を進めてまいりました。

この区画整理事業は、用地や事業費を捻出するために公平に土地を出し合い、五・八ヘクタールの用地に、住宅地や道路・公園・河川・富士急行線新駅舎及び大規模店舗用地などを整備して行くことを目的とするものであります。

この事業の大きな財源として予定している大規模店舗用地の保留地については、地権者会が新たに発足し、この地権者会において株式会社「オギノ」の出店を要請することが決議されたところであります。また、本年度はこれまでに、誰がどの土地を所有することになるかを決定する仮換地作業を進めると共に、現地事務所の開設準備、家中川・寺川の河川改修工事発注準備などを進めているところであります。

大勢の地権者の参加による事業であります。ほとんどの組合員は積極的推進の立場を取っていた

いておりますので、事業は当初の計画通り四年の事業期間で完了させ、平成十六年の秋には、大規模店舗の開店と併せ新駅オープンができるものと考えております。

いずれにいたしましても、地方自治体にとって厳しい時代を迎えております。二十一世紀「都留市」が活力に満ちた輝かしいまちであり続けること、このためのまちづくりの基礎を構築することこそが、新世紀の初頭を生きるわたしたちが果たさなければならぬ命題であり、私もその一員として都留市勢の伸展のために全身全霊を捧げ、渾身の努力を払ってまいりたいと考えております。

市町村合併について

問

政府の経済財政諮問会議が全国の市町村合併を促し、今後四年で現在の三千二百二十四

の市町村を三分の一以下にする方針を打ち出したところであります。

この合併論議は、地方財政の立て直し、主要テーマで進んでいると思います。また、県内各地においても合併研究会が発足しております。当市においても、山梨県東部

広域連合において、研究会を立ち上げると新聞に出ておりました。私は、合併については、十分な調査・研究し、メリットやデメリットも精査して、住民の皆様がその内容を十分把握した中で進めていくべきだと思っております。市当局の考えを聞かせていただきたいと思います。

答

地方分権一括法が昨年四月に施行され、国と地方の関係は大きく変化をいたしました。従前の上下主従の関係から対等協

力の関係へと変わったのであります。このことは、地方自治体として独り立ちすることであり、当然のこととして、行政職員や地域住民にも同様に、自立性や主体性が求められ、本格的な地方分権時代を迎えている訳であります。

一括法に含まれた「市町村の合併の特例に関する法律」により、全国的に市町村合併への動きが活発になっていきますが、県内でも峡中地域、峡南地域、峡北地域などで合併に向けた検討が進められていくと同っております。

また、議員ご指摘のとおり、政府の経済財政諮問会議において、市町村合併を推進する方針が示されておりますが、今回の市町村合併は、明治維新や戦後改革に次ぐ第三の改革といわれ、幾つかの特徴をもつております。

その第一は、あくまで市町村の自主的な判断に基づくものであること。第二は、受け皿としての市町村合併でなく、地域のさまざまな状況を踏まえた多様な形態をもつこと。

第三は、すべての市町村を対象としていること。

第四は、広域行政の視点に立っていること。

第五は、多様化する問題に対応する新たな地域社会構築を目指すものであります。このことは、市町村合併については、あくまでも

その地域で生活する住民の意志によるものであり、地方分権の本旨を厳守したものであると考えます。

さて、本市における広域行政の展開は、平成十一年度県内初展開となる山梨県東部広域連合を設立し、各種事務事業の共同処理を実施しております。議員ご質問の東部広域連合の研究会につきましては、構成七市町村の職員や民間シンクタンク調査員を研究員に委嘱し、地方分権の推進による各市町村への影響、地方交付税などの制度改革、地方自治制度の見直しなどの影響や住民サービスの在り方などを住民の視点で個別かつ具体的に調査研究し、圏域の将来像をシミュレーションする中で、市町村合併のメリット・デメリットを洗い出すこととしております。

現在、「合併そのものを避けて通ることはできない」というより、まず「合併問題の論議を先送りしたり、避けたりすることはできない」状況にあります。

東部地域ではこれまで、市町村合併についての総合的な調査研究は行われておらず、今回の研究会での調査研究が初めてのケースとなりますので、この研究結果を広く市民の皆さんに情報公開し、合併について検討し論議する際の判断材料の一つにしたいと考えております。

なお、東部広域連合の研究会の位置付けは、合併を前提として設置される合併協議会とは性格を異にするものであり、合併による東部地域への影響やあるべき姿を調査研究することを目的として設置

するものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

私の市町村合併についての考え方は、先般の議会でも申し上げました通り、市民の皆様の合意形成が大前提であり、このことがすべての出発点であると考えております。

登山道の整備

について

問

市長は、平成十一年六月議会の所信表明で自然観光事業について触れ、山梨県百名山に都留市の九山が名を連ねており、県内外の登山客を対象に山の案内板・指路標の設置など登山道の整備を行い、観光宣伝紹介誘致を積極的に行っていくと述べておりますが、近年は、休日には、市内の各駅で登山者の姿を見かけることが多くなっています。中高年の登山がブームとなっており、喜ばしいことと思えます。その後の登山道整備の進捗状況を聞かせていただきたいと思えます。

また、三ヶ峠の宝口登山道は、川の増水があるたびに登山道が壊され、わかりにくいと聞いており



ますので、案内板・指導票の設置をより多くしていただき、だれもが安全で楽しい登山ができるよう整備をしていただきたいと思います。

答 平成九年二月に選定された山梨百名山の中に九つの山が名を連ねた都留市の山々は、比較的低山にもかかわらずその眺めはすばらしく、四季折々の自然に存分に触れることができるから、県内外より中高年齢者を中心に多くの登山客が訪れております。これら登山者に安全で快適な登山を楽しんでいただけるよう、平成九年度より登山道整備計画を策定するとともに、本市においても新たに「都留市二十一秀峰」を選定し、それらの山々に順次、案内板・指導票の設置などを行っており、今年度につきましては、都心からの登山客へのPR（啓発）のため、富士急行線の東桂駅・谷村町駅・都留市駅・禾生駅・田野倉駅の各駅に登山道の総合案内板を設置するとともに、本社ヶ丸、二十六夜山などの登山道へ案内板・指導票の設置を行うなど整備を図っているところであります。

なお、山梨百名山に選定された九つの山については、毎年地域の自治会や山岳会などの団体に、登山道の下刈りなどを委託し、安心して登山ができるように配慮しているところであります。

議員ご指摘の三ヶ峠宝口登山道につきましては、市において年二回ほど点検整備を行うとともに、地元山岳会などによる登山道の下刈りや、登山道のわかりにくいと

ころへの指導票の設置などを行っているところでありますが、不足している箇所につきましては順次整備し、登山者の安全を図ってまいります。

有害鳥獣防除の恒久的対策について

問

年々鳥獣による稲作、野菜類の被害が都留市内各地で発生し、農家の深刻な生活問題となっており。市当局も農家の被害届けで防除対策に追われている昨今だと思えます。

農家の皆様も、日々、防除に英知を絞る対策を講じていることと思えます。有害駆除に猟友会の方々の手助けをうけていることと思えますが、国が進めておられる中山間地農業の振興が叫ばれている中で、収穫の時期になれば、荒

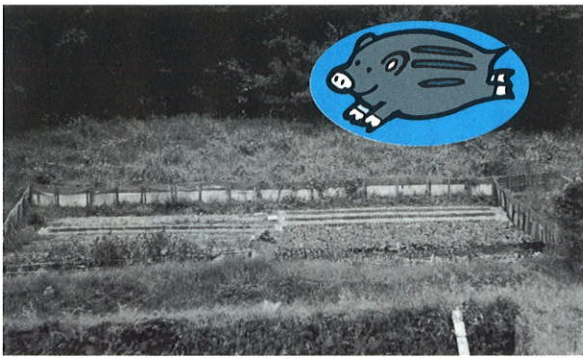
らされて収穫ができず、農家の営農意欲の低下は避けられません。そこで、有害鳥獣駆除だけでなく、鳥獣の餌場を県有地など奥山に作り、駆除と両面でいくことを行政として、国・県へ強力に働きかけることを提案いたします。

答

近年、サル・イノシシなどによる農作物への被害が市内の山沿いの農地に多発しております。このため、市といたしましては、東部猟友会都留支部のご協力をいただくなかで、有害鳥獣駆除を行っております。

また、これまで各農家が柵などで自衛策を講じていただいておりますが、十分な効果が得られない状況のため、昨年度より一ヘクタール以上の大規模な防護柵につきましては、県の補助事業を受け実施しております。さらに本年度は、その事業への取り込みが難しい複数の農家が共同で設置する小規模な防護柵につきましても、購入する資材の七十五%の補助を本市独自の事業として実施しているところであります。

いのししの防護柵



議員ご指摘の奥山への鳥獣の餌場作りにつきましては、県土の約四十五%を占める県有林二十万ヘクタールの大部分が奥山に位置し、これを管理する県において、自然環境や生活環境の保全、形成などの機能に優れ、野生動物との共存を図ることができる広葉樹林の整備を進めているところであります。

今後、野生動物との共生の観点から県に対し、人と自然が共生する森林整備のより一層の促進をお願いするとともに、県市長会の共

通項目として、鳥獣の駆除・防除対策への財政支援などの拡充も要望してまいることとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

産業構造について

問

都留市は発足以来歴代の市長をはじめ議会が工場の誘致に熱心に取り組んできました。その結果人口の流出を防ぎ漸層ながら人口が増えてきました。

このような積極的な施策について近隣の自治体からも評価されたものです。この条例も廃止されパブルの破裂と相俟って都留市からいくつもの工場が櫛の歯の抜けるように移転又は廃業に落ち入り誘致条例の適用を受けた工場も数少なくなつた事と思えますが今操業している工場の数と現状についてお尋ねします。

また、年々発表されます生産高についてもお願いします。

市長は今回の所信の発表について市の産業の在り方、振興策はどのようなお考えをお持ちかお尋ねします。

答

本市の産業につきましては、昭和三十年十二月に都留市工場誘致条例を制定し、工場誘致を積極的に進めたことにより、機械金属工業を中心とした誘致企業二十二社が市内で操業したこと、また、甲斐絹の産地として一世を風靡した織物産業関連企業が、貿易の自由化に伴い外国製品

の輸入による競争の激化、価格の暴落などにより衰退したことにより、金属、一般機械、電気機械などの企業にシフトしたこと、などによってエレクトロニクス関連産業が市の中心産業として発展し、市勢の進展に大きく寄与してきたところであります。

しかし、近年の急激な経済のグローバル化や産業構造の変化に伴い、国内の製造業の多くは、中国をはじめとする東南アジア諸国へ製造拠点を移し大変厳しい状況であり、桂山会等を通じて企業誘致等に努力しているところですが、残念ながら具体的な結果を得られず、現在、本市におきまして操業している誘致企業は、十三社となつております。

また、平成十一年の工業統計調査によりますと、市内における従業員四人以上の製造業は二百二十八事業所があり、その生産額は六百十四億八千万円となつており、五年前に比べると、事業所数が七十四の減、生産額が百七十九億八千万円の減となつており、大変厳しい状況となつております。

最近の例では携帯電話市場に代表されるように、産業の成長は常に潜在的な需要に新しい技術が出席うことによつて生まれてまいりました。

産業構造審議会新成長政策部会の「中間とりまとめ」によると、飛躍的に伸びると期待される産業として、遺伝子治療、新しい医療、介護サービス、介護用機器、保育サービス、日常支援ロボット、リアプリー化、ITを活用したコ

ミニケースション、マルチメディアアコンテンツなどが上げられており、それらの分野の潜在的な需要を顕在化し技術革新を加えることにより、新たな産業を創設する構造改革が求められております。

こうしたことから市といたしましては、都留市経営者連絡協議会をはじめ、多くの方々との意見交換をする中で、経営に関する講演会、研究会の開催や情報交換等を行うなど、産業振興について地方自治体の果たすべき役割を鋭意検討いたしているところであり、その対策の一つとして、市商工会において増築する商工会館の二階の一室を、「都留SOHO ITビジネス・サービス・センター」と位置づけ、ITビジネス起業支援の情報交換の場となる情報化サロンを設置するとともに、それぞれの事業者が独自にビジネスを起こしたり、インターネット上での情報発信基地の設置などができるよう計画しているところであります。

また、さらに新町別館の中に、地域経済活性化のためのSOHO支援を目的とする施設を整備し、新規創業等を積極的に支援してまいる考えであります。

産業の振興は、それぞれの企業経営者や従業員のためまぬ努力と熱意に負うところが大きいわけでありませんが、市といたしましては、国・県をはじめ関係機関と連携を図る中で、地場産業であります繊維織物業の新製品・デザイン等の研究開発や販路開拓などの内発的発展への支援、様々な制度を利用しての金融支援、商店街の活性化、新しい創出産業への育成支援などを積極的にい行い産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

観光事業について

問 世界に付したる富士山と富士五湖がある限り自然の美しさを都留市が観光客を呼ぶ事は至難であります。

ただそこに文化という名称をつける場合東京から甲府間、城下町は都留市だけですそれにしたがって江戸時代からの残された文化があります。それは八朔祭典であり大名行列と屋台が各町毎にあります。これは「まね」の出来ない文化遺産であり各地から今回の八朔祭見物に多くの皆さんが来られました。

私は今回の各地から来られた方々の話を聞く限り漸く八朔祭は都留市だけの祭りではなく県外にも定着したと思えます。

先に山梨日日新聞社が行った山梨百選の募集に屋台が中間発表の中にあり、大いに意を強くし担当職員から説明を聞きその順位に期待をしましたが、その順位は高いものではありませんでした。今のところ八朔祭の屋台を宣伝する媒体もないのに何故もつと積極的に力を入れなかつたかと残念であります。

都留市は文化観光のど名づければ材料には事かきません。立派な博物館もあります一段と工夫を加

えて努力を要請します。

なお、リニアの運行については総てが県の方針でやっていると思えますがなんといいても都留市にその基地があり、土地の提供者も都留市民であります。従ってその運行について市の意向が当然伝わっても良いと思えます。

市は独自の考えでその運行について県へ申し込みをなされたかどうかお尋ねします。

答 本市は、富士五湖に向かう観光客の通過地という状況が永らく続いておりましたが、ゴルフ場の開設、山梨リニア実験線見学施設の設置や、山梨百名山の選定、温泉施設「芭蕉 月待ちの湯」のオープンなどにより、少しずつではありますがありますが、観光客等が増加している傾向にあります。

近年、特にバブル崩壊以後、単に風景を見るだけの観光から、その地域の歴史、文化、技能、自然を学び、さらに、それらに参加し体験する観光へと、その形態が大きく変化してきております。

このような中、議員ご指摘のとおり本市には、江戸時代より城下町として、甲府に次ぐ歴史・文化の中心地として栄えてまいりましたことにより、八朔祭り・大名行列・お茶壺道中・俳人松尾芭蕉との関わりなど他市にない歴史的価値のある資料や資源が数多く残されております。

また、「八朔屋台と飾幕」が屋台保存会や市観光協会の皆様の努力により、次代に引き継ぎ育てたい山梨の名所や風物を投票で選ぶ「山梨百選」のひとつとして選ばれ、

その選定書の交付式が九月一日の大名行列ふるさと祭り会場において、県内で最初に行われましたことは、大変有意義であり、誇りに思うものであります。

さらに、ミュージアム都留を拠点として、市内各地の恵まれた自然、特色ある歴史、文化、イベントなどを掘り起こすとともに、埋もれている貴重な資料・人物などを紹介し、市内外の皆様の生涯学習の場としての活用はもちろん、観光振興にも役立つよう「まるごと博物館つる」事業に取り組んでいるところであります。なれ親しんでしまふことにより気がつかなくなった、本市の持つ独自の風土や歴史の中から、新たな価値を発見し、その価値に仕事や生活、イベントなど現在の人の営みを加えることにより、新たな観光振興やまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、山梨リニア実験線についてであります。その試験走行につきましましては、東海旅客鉄道株式会社、鉄道総合技術研究所が計画し、行っているところであります。市といたしましては、沿線住民のご理解とご協力を得る中で、昨年、県と事業主体に対し、土曜・日曜の走行をお願いしましたところ、現在、月一回の走行が行われているところであります。

これにより、試乗会やイベントを通して、リニアモーターカーへの理解が深まるとともに、リニア見学センターへの入館者が増加するものと期待しているとあります。

雇用促進住宅の払い下げについて

問 二年前に雇用促進事業団が廃止され、その業務の一部は雇用・能力開発機構に移りました。それに伴い、廃止を前提にした雇用促進住宅の経過的管理もこの機構に移りました。このことについて、入居者から心配の声があがっています。取り壊されるのではないかと、民間に払い下げられるのではないかと、家賃が大幅にあげられるのではないかとといった心配です。

もともと、都留市では県営住宅、市営住宅、雇用促進住宅の区別なく、すべて入居者は市民という立場から、駐車場の確保などに一定の便宜を図ってきました。こうしたなかで、老朽化した市営住宅の建て替えがすすみ、持ち家に劣らない広さの間取りが確保されエレベーターやスロープの設置など、バリアフリーもすすんでいます。しかし、一方で家賃の引き上げもさけられない結果となっております。こうしたなかで、この雇用促進住宅の問題が起つてきています。雇用促進住宅は時代の制約もあつて、部屋数が少ないとか、五階建てなのにエレベーターがないなどの不便さはありますが、家賃が安く少人数家族には魅力があります。雇用促進事業団廃止直前には浄化槽の整備、外壁や階段の修理なども行われました。

市にとつては負担となる部分も



あるかと思いますが、このさい、入居者の心配を解消するために、雇用促進住宅の払い下げは市が受けるべきではないかと思いが、いかがでしょうか。市の考え方と対応を問うものです。

答

雇用促進住宅につきましては、公共職業安定所の紹介で住宅を移転して就職する方や、再就職などによって住居の移転が必要な方が、公営住宅、社宅など適当な住宅が見つかるまでの間利用できるものであります。

雇用促進住宅の管理は、雇用促進事業団が廃止され現在、雇用・能力開発機構が行っているところであり、市内には昭和四十六年度に入居を開始した、つる五丁目地内の下谷雇用促進住宅二棟八十戸及び昭和四十九年度に入居を開始した蒼竜峡団地内の夏狩雇用促進住宅二棟八十戸の計百六十戸が建設されており、入居の状況は、下谷の住宅に、七十四世帯、夏狩の住宅に六十三世帯が入居し

ております。

全国には、同機構が管理する雇用促進住宅が三千四十二棟十二万六千八百八十戸あり、その内、地方公共団体が譲渡を希望した棟数は、平成十二年度0棟、十三年度は四棟百四十戸及び十四年度の見込みは四棟百六十戸の譲渡状況となっております。

ご質問の払い下げにつきましては、不動産鑑定評価に基づき、譲渡価格を算出するとともに、今後予定される主な修繕箇所である、屋上防水工事、高架水槽改修、室外給水管改修、室内外排水改修、流し台取替及び玄関ドア取替などの改修工事、さらに耐震改修は、原則として譲り受ける側の負担で行うものとされており、市の財政状況から判断いたしますと、譲渡代金や改修費の捻出は非常に困難であると考えております。

さらに、現在の間取2Kのままでのリフォームでは、国の補助は受けられず居住水準を高めるため二戸を一戸に改造を行わない限り補助事業としての採択は非常に難しくなっております。

なお、仮に雇用・能力開発機構により住宅の取り壊しを行い更地にした後の譲渡につきましては、国土交通省より、今後新規に土地を取得して公営住宅を建設する方法から、既存ストックの建て替えやリフォームにより住宅を供給する方法への転換が示されているところであり、

また、平成九年度に作成いたしました都留市住宅マスタープランの市内各団地の管理方針によりま

すと既に耐用年数に達した寿、緑町団地の建替えが急務でありますので、雇用促進住宅の譲り受けは、将来にわたる財政への影響などを十分考慮するなかで慎重に検討する必要がありますと考えております。

なお、現在入居しております方々への対応といたしましては、雇用・能力開発機構に対し、地域の状況を配慮する中で継続し安心して入居できますよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

小人数学級への移行について

問

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正によって小・中学校の一学級の児童又は生徒数は都道府県の裁量で四十人以上とすることができるとなりました。ただ、そのための人件費負担に国が責任を負わないこととしたために今後は都道府県による格差が生じることが予想されます。

この法改正をうけて、全国で少人数学級への取り組みが始まっています。特筆してよいと思われるのは山形県です。高橋和雄知事は、記者会見ですべての小中学校に三十人学級を導入することを表明しました。その内容は、①すべての公立小中学校を対象とする、②正規採用の教員を増員して対応する、③来年度から二三年以内

実現するというものです。高橋知事は、その意義について「すべての児童・生徒に一定の力をつけさせるため」「将来を展望して、山形県を担う新規就労者を確保することは重要」と述べています。

あらためて言うまでもありませんが、子どもを取り巻く環境はきびしく、中学生の不登校は三十八人に一人に上っているといえます。学校嫌い、勉強嫌い、いじめ、不登校などの対策に少人数学級が必要であることについては論を待ちません。再三とりあげる問題ですが、県内では都留市こそがこの問題で先頭にたつにふさわしいと思えます。市独自のとりくみ、あるいは県への働きかけについて、市長の考え方を問うものです。

答

市町村立の小中学校及び中学校の学級編成については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、国が定めた標準に基づき都道府県教育委員会が学級編成基準を設定し、この基準に基づいて市町村教育委員会が学級編成することとなっております。

その際、市町村教育委員会はあらかじめ都道府県教育委員会と協議をし、その同意を得なければならないません。

これまで、この都道府県教育委員会が定める学級編成基準は、国が定める学級編成の標準と、同一のものでなければならぬとされてきたところであり、

しかしながら、「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」において、今後、学級は生



徒指導や学校生活の場である生活集団としての機能を主としたものと位置付け、これまで一体のものとして含まれていた学習集団としての機能については、学級という概念にとらわれずにより柔軟に考え、学級とは別の少人数による学習集団を編成して行うことが、効果的との提言がなされ、これを受け、学級編成については、国が学級編成の基準を定め、これに基づき国庫負担教職員定数を活用して、都道府県教育委員会が地域や学校、児童生徒の実態を考慮し、特に必要があると判断する場合には、弾力的な学級編成を行うことができるよう、法改正が行われたところであり、

県教育委員会は、集団生活を学ぶ学校生活の中で、義務教育の最初の段階である小学一年生時を最も重要な時期と位置付け、複数教員による少人数教育が必要と判断し、平成十一年度から一学級三十六人以上の学級が三学級以上ある大規模校に対し、一校に一人単独予算で正規職員を配置する新制度を導入いたしました。

さらに、本年度からは、「三学級以上」の条件を取り払い、一学級三十六人以上の全校に適用することとし、本市では、宝小学校に

一名配置されたところでもあります。さらに、少人数授業などきめ細かな指導等に伴う教員が、谷村第一小学校、東桂小学校、禾生第一小学校と中学校三校の計六校に追加されておりです。

なお、本市では、禾生第一小学校の新学期児童の中に、身体的に弱い児童が三名おりましたので、市単独予算で教員一名の配置をいたしましたところでもあります。

現在、個に応じた教育加配として、本年度の一年生対象から二年生への段階的拡大と、非常勤で配置されているところを常勤の配置とすること、一人ひとりを大切に、個性を伸ばす新時代に対応するため、現行の義務教育標準法によるクラス四十人を、三十五人にする、そしてこれに対する財政処置を行うよう県をとうして国に要望しているところでもあります。

しかし、担当課に聞くと、そのうち百五十四件は戻ってきたといえます。また、長期滞納で資格証明書が発行しなければならぬ世帯は百六十六件といえます。

いずれにしても不況のため国保への加入は年々増える傾向にあります。そのなかで昨年度平均加入世帯数五千六百四十件のうち、九・四%におよぶ世帯、一割近い世帯が国保税の滞納をしているのです。人数にして千二百人ほどにもなるでしょうか。これらの人は安心して病院に行けない状態に置かれているといえます。

国民健康保険は社会保障の重要な一環です。憲法に基づいた国民の生存権、生活権を保障するものとして具体化されたものです。その制度はすべての人に適用されるものでなければならぬものと思えます。

しかし、現実には滞納によって生活困難な人が制度から外される状態が起こっています。もちろん、職員がその解決のために努力していることを疑うものではありません。しかし、滞納世帯は毎年増え続けています。こうなると、制度そのものに欠陥があると思えませんか。

以上の認識から二点について、



質問します。一つは滞納世帯にたいする対応です。税務課では滞納世帯にたいする訪問活動をしているようですが、その内容についてのようように把握しているのでしょうか。すなわち、法改正の論議をした国会答弁で当時の厚生大臣は資格証明書の発行の要件として、「支払い能力があっても納入しない悪質な場合」としています。

私はそのような事例はめつたにないと思っています。零細業者や商店であれば、不況のなかで毎日の金策に明け暮れて、税金を後回しにせざるをえないような状態があるような気がしてなりません。忙しくて役所に相談に行くひまもないということも考えられます。私はこうした滞納世帯にたいする対応、相談活動について、市でよく研究していただきたい、これが一つです。

もう一つは、基金の活用による国保税の引き下げや、失業、倒産などで急な収入減があった場合の減免制度の適用についてです。払えない国保税、病院にかかれな保険制度は弱者切り捨てといわなければなりません。安心して病院に行ける制度として、より良い内容になるよう、市長の前向きな答弁を期待するものです。

まず、滞納世帯への対応に課においては、滞納整理だけにとらわれず、納税意識の高揚と納税環境の充実を図り、きめ細かな納税相談にも対応するため、本年五月より経験豊かな専門嘱託徴収員を一名増員し二名体制として、現

在積極的な訪問活動を行っている所であります。

その活動の状況につきましては、毎日担当リーダーを通じ課長に内容が報告され、特別な事情のある方につきましては、リーダーまたは課長補佐が直接対応して相談等にに応じている状況にあります。特に、国民健康保険税につきましては、法改正による資格証明書の発行が義務化されたことに伴い、税務課と市民生活課(国保医療担当)との連携を十分に行う中で、この四月施行した「都留市国民健康保険滞納者対策実施要領」に基づき、対策を講じているところでありますが、それぞれ家庭の事情が異なることから、機械的な対応ではなく、相手の立場を尊重しながら話し合いを重視する中で理解をして頂き、納税に協力を求めている所でもあります。なお、多忙のため市役所に相談に来る暇もない方々への対応につきましては、本来、来庁して頂くことを原則としておりますが、お年寄り等で来庁することが困難な方々など、電話をいただければ、こちらから出向き積極的に納税者の相談に応ずることとしております。

また、滞納世帯への訪問状況につきましては、長引く景気低迷により、大手企業などによる人員削減などの影響もあって、厳しい状況下にあることから訪問件数も増加しており、深刻な状態となっております。

そのため、納税義務意識の高揚を図り、計画的な納税を促すとともに、税の公平公正を守る立場か

ら悪質滞納者に対しては、厳しい態度で望み、税収確保に努力している所でもあります。

次に基金の活用による国民健康保険税の引き下げについてでありますが、現在の財政調整基金の趣旨は、医療費の急激な伸びにより通常の歳入で対応できないなど、緊急的な場合に対応するためのものであり、中長期的に国民健康保険医療運営の安定を図るための積み立金であります。

また、現在の基金額は国が示しております基金積立の目安の額となっておりです。

国民健康保険税の見直しについては、今年度の決算状況を見通すなかで、国民健康保険運営協議会において十分な検討をしていたきたいと思いますと考えております。

なお、失業、倒産などで急な収入減となった場合には相談していただくことにより、「条例」に基づき、実情に応じた減免措置なども行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

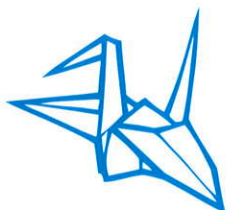
国保税について



国民健康保険制度の現状は大変深刻だと思えます。年度初めの国保税滞納世帯は五百二十九件で、市は短期保険証を送付して滞納している国保税の納入について相談を促しました。

答

滞納世帯への対応に課においては、滞納整理だけにとらわれず、納税意識の高揚と納税環境の充実を図り、きめ細かな納税相談にも対応するため、本年五月より経験豊かな専門嘱託徴収員を一名増員し二名体制として、現



平成十二年度

各会計決算を認定

九月七日の本会議において、認
第一号平成十二年度山梨県都留市
各会計歳入歳出決算認定の件及び
認第二号平成十二年度都留市水道
事業会計決算認定の件並びに認第
三号平成十二年度都留市病院事業
会計決算認定の件の三件が、同日
の本会議において設置された決算
特別委員会に付託され、次の日程
で審査が行われました。

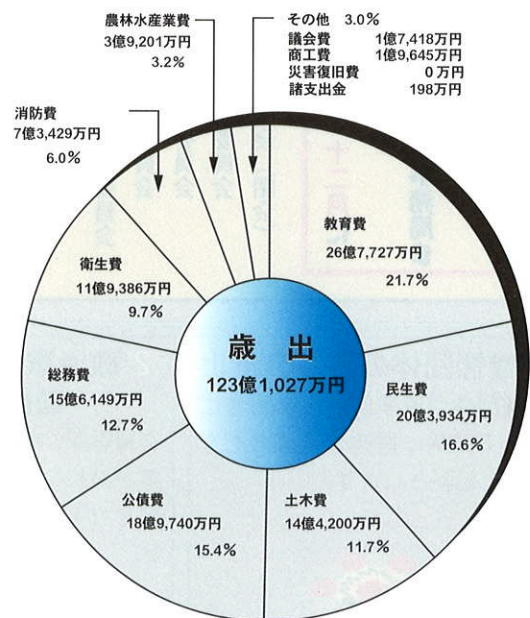
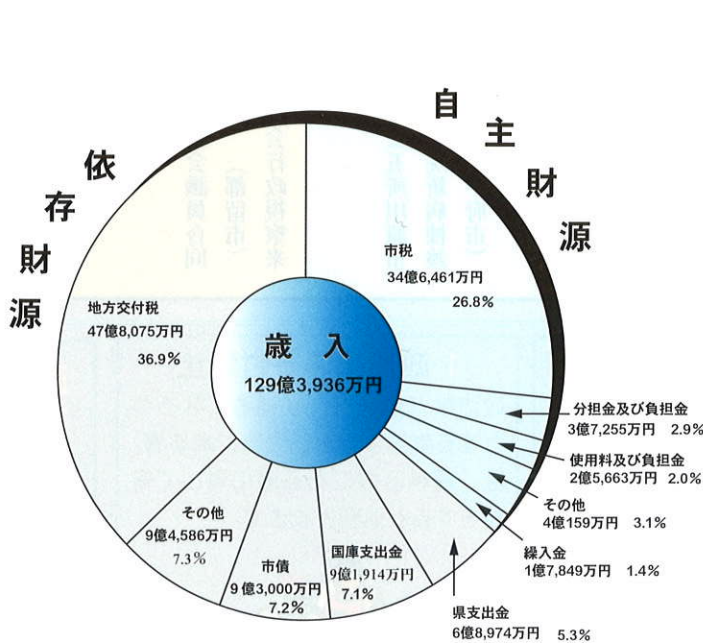
- ◇ 9月20日午前10時～15時54分
- ◇ 9月21日午前10時～15時59分
- ◇ 9月25日午前10時～12時25分

決算特別委員会での審査結果
は、九月二十八日の本会議で、山
本日出夫委員長から「審査の過程
において指摘された数々の要望あ
るいは意見を今後の予算編成及び
予算執行に反映されるよう望み、
付託された予算については、原案
のとおり認定すべきものと決定さ
れました。」と報告され審議の結
果、認第一号、認第二号、認第三
号はいずれも認定されました。

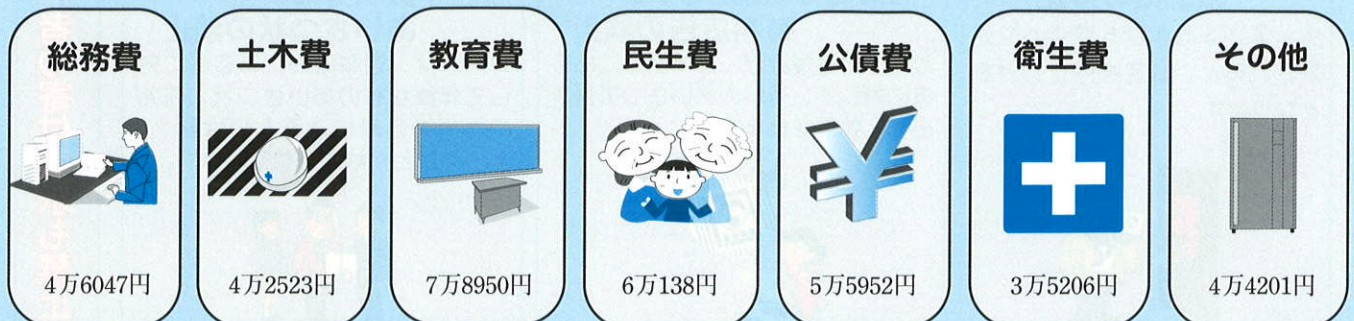
特別会計

(単位 万円)

会計区分	歳入	歳出	差引残
都留文科大学	289,653	288,693	960
国民健康保険事業	212,921	209,278	3,643
簡易水道事業	36,047	31,788	4,259
住宅新築資金等貸付事業	2,609	2,609	0
老人保健	243,683	243,683	0
下水道事業	142,796	140,462	2,334
温泉事業	30,095	30,095	0
介護保険事業	82,471	79,105	3,366
介護保険サービス	692	692	0
財産区	2,507	1,519	988



市民一人当たりの主な歳出 平成13年3月31日現在 (33,911人)



人事案件

人権擁護委員に

渡邊 恭二氏

九月七日の本会議で人権擁護委員の推薦について、議会の同意を求める議案が提出され、満場一致で渡邊氏が同意されました。

○都留市鹿留 三六〇番地

渡邊 恭二

昭和四年五月二十四日生



議会日誌



7月

5日(木)～6日(金)

○関東市議会議長会支部
長市事務局長会議

6日(金)○甲斐の塔維持管理委員会 (群馬県)

10日(火)○山梨県市議会議長会正副会長・事務局長会議 (甲府市)

12日(木)○全国市議会議長会第143回理事會 (都留市)

17日(火)○関東市議会議長会第1回支部長会議 (都市会館)

19日(木)○山梨県市議会議長会第222回定期總會 (山梨市)

1日(水)○ごみ処理施設起工式 (大月市)

8月

10日(金)○山梨県市議会議員合同研修會 (都留市)

20日(月)○玉村町議会行政視察來市

21日(火)～23日(木)

○議員研修 (五所川原市)

26日(日)○県立中央病院新病棟竣工式 (甲府市)

9月

4日(火)○議会運営委員会

7日(金)○九月定例会 (開會)

12日(水)○地方税財源充実確保緊急全国大会 (東京都)

13日(木)○九月定例会 (一般質問)

17日(月)○総務常任委員会

○社会常任委員会

18日(火)○経済建設常任委員会

20日(木)○決算特別委員会

21日(金)○決算特別委員会

25日(火)○決算特別委員会

28日(金)○九月定例会 (閉會)

次回の定例会は、**十二月**に開會予定です。

お問い合わせは、議会議務局まで

電話 四三・一一一

内線 (三〇〇・三〇一)

政治家の寄付は禁止 有権者の寄付要求も禁止

1 政治家の寄付禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状（答礼のための自筆によるものは除く）を出すことが禁じられています。



5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出すると処罰されます。



6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。



3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すると処罰されます。

